

のじぎくクラブ兵庫助成事業実施要領

1 目的

少子高齢化が進む中、地域における高齢者の役割は期待されている。のじぎくクラブ兵庫（県老連）においては、公益財団法人移行に伴い、一般高齢者を巻き込んだ活動や地域づくりに視点を置いた取組みを進めている。

高齢者が「スポーツ活動」「文化活動」等を実施し、健康づくり・生きがいくりに関する事業を新たに展開し、老人クラブ活動の活性化と地域の元気づくりを図ることを目的とする。

2 助成対象

助成対象は、兵庫県下の市町老連、支部・地区老連・単位クラブとする。

ただし、応募状況により、単位クラブを優先する。また、未助成の団体を優先する。

3 助成対象事業

助成対象となる事業は、「新規事業」または「これまでの活動をリニューアル化し、従来にはない事業の展開が期待される事業」または「他のモデルとなるような事業」で、次に該当する事業

- (1) 地域への広がり認められ普及啓発効果の高い事業
- (2) 老人クラブへの加入促進や仲間づくり促進事業
- (3) 高齢者の経験と能力を活かした社会奉仕、地域交流等を行う地域貢献活動
- (4) 地域の特性や高齢者の特技を生かした生産・伝承活動
- (5) 防災・減災対策などの安心・安全な地域づくり活動

4 助成金額

総額 50 万円以内（1 事業につき市町老連は 10 万円、支部・地区老連・単位クラブは 5 万円を限度とする。）

※助成は単年度（年度にまたがる事業の場合は平成 30 年度分のみ対象）

注）参加賞等個人の利益になるような物品等にかかる経費、昼食費等個人負担とすることが適当であるものは経費の対象外。ただし、スポーツ大会での結果を表彰するトロフィーや料理教室の食材費等はこれに含まない。

5 助成金交付の申請方法

- (1) 「のじぎくクラブ兵庫助成事業申請書」（別紙様式 1）により、活動事業内容の計画及び当該事業に係る経費予算を作成し、所属市町老連から県老連に申請する。
- (2) 助成対象クラブは、事業終了後、速やかに実施報告及び収支計算書（別紙様式 2）をのじぎくクラブ兵庫に提出する。
- (3) 様式は、のじぎくクラブ兵庫のHP（<http://www.hyorolen.or.jp/>）からダウンロードする。

6 申請期間

平成 30 年 4 月 2 日（月）～4 月 18 日（水）まで（県老連必着）

7 助成の決定

助成対象クラブは、審査会（県老連正副会長会）により決定し、6 月初旬に審査結果を市町老連に通知する。